

様式4

※

出願変更願 (甲)

平成 年 月 日

学校長 様

受 検 番 号	出 願 者
	ふりがな 氏 名
	男 女
	昭和 年 月 日生

上記のとおり貴校に入学願書を提出しましたが、下記のように出願変更したいのでお願いします。

記

学 校	学校
-----	----

本人氏名	
保護者氏名	印

出身学校長 証明欄	上記の出願変更は適当であると認めます。 平成 年 月 日 校長氏名 印
--------------	---

記入上の注意

- 1 あて先は、最初に出願した学校名を記入すること。
- 2 「男・女」は、該当するものを○で囲むこと。
- 3 入学志願者が成人のときは、保護者氏名欄の記載を要しないが、本人氏名欄に押印すること。
- 4 ※印の欄は、出願者は記入しないこと。

様式5

※

出願変更願 (乙)

平成 年 月 日

学校長 様

受 検 番 号	出 願 者
	ふりがな 男 氏 名 女 昭和 年 月 日生

先に上記のとおり出願しましたが、下記のように出願変更したいので
 お願いします。

記

学 校	学校
-----	----

本人氏名	
保護者氏名	印

出身学校長 証明欄	上記の出願変更は適当であると認めます。 平成 年 月 日 校長氏名 印
出願学校長 証明欄	上記出願者の「出願変更願 (甲)」を受理したことを証明しま す。 平成 年 月 日 校長氏名 印

記入上の注意

- 1 あて先は、最初に出願した学校名を記入すること。
- 2 「男・女」は、該当するものを○で囲むこと。
- 3 入学志願者が成人のときは、保護者氏名欄の記載を要しないが、本人氏名欄
 に押印すること。
- 4 ※印の欄は、出願者は記入しないこと。

様式6

受付 番号		
入 学 願 (二次募集)		
貴校の高等部 科 (学級) に入学したいので御許可くださいますようお願いいたします。 なお、私は二次募集の出願資格を満たしています。 平成 年 月 日		
熊本県立		学校長
様		
志 願 者	ふりがな 氏 名	----- 男 女
	生年月日	昭和 年 月 日
	生活の 本 拠	府 県 市 郡 町 村 番地 丁目 番 号
	保 護 者	氏 名 印 府 県 市 郡 町 村 番地 丁目 番 号
学 歴 及 び 職 歴		
昭和	年 月 日	学校小学部 第6学年卒業
平成		小 学 校
昭和	年 月 日	学校中学部 第1学年入学
平成		中 学 校
昭和	年 月 日	
平成		
昭和	年 月 日	
平成		
昭和	年 月 日	
平成		
本検査受検校	学校	本検査受検番号
本検査で受検した第一志望の 課程及び学科・コース	全日制 定時制	科 コース
この記載事項に相違ないことを証明します。 学 校 名 校 長 氏 名		<div style="border: 1px dashed black; width: 50px; height: 30px; margin: auto;"></div> 職印

記入上の注意

- 1 男・女等は、該当文字を○で囲むこと。
- 2 入学志願者が成人のときは、保護者欄の記載を要しないが、志願者氏名欄に押印すること。
- 3 「本検査」とは、平成15年度熊本県立高等学校入学者選抜学力検査及び特殊教育諸学校高等部入学者選抜検査のことである。
- 4 検査及び面接の有無については、二次募集受付票で確認すること。

様式7

二 次 募 集 受 付 票

受 付 番 号	
氏 名	
生 年 月 日	昭和 年 月 日
出 身 学 校	
検 査 の 有 無	有 [日時] [場所] 無
面 接 の 有 無	有 [日時] [場所] 無

平成 年 月 日

学校長

氏 名

職印

※ 検査等が実施される場合は、本票を持参すること。

様式8

検査成績証明書等送付願

平成 年 月 日

学校長 様

出身学校名

校長氏名

職印

下記の者が、二次募集に出願しますので、本人の検査成績証明書、調査書の写し及び写真票を、出願先の学校の校長あて送付くださるようお願いいたします。

記

本 検 査 受 検 番 号	
本 検 査 受 検 者 氏 名	
二 次 募 集 出 願 学 校	学校

様式9

選 考 結 果 通 知 書

平成 年 月 日

受付番号

氏 名 様

学校長

氏名

職印

あなたは平成 年度熊本県立 学校高等部 科（ 学級）入学者

選抜二次募集において、（ ）となりましたのでお知らせします。

様式10

二次募集選考結果通知書

平成 年 月 日

学校長 様

学校長

氏名

職印

平成 年度熊本県立 学校高等部 科 (学級) 入学者選抜二次
募集にあたり、貴校から本校に出願した者の選考結果は、下記のとおりです。

記

合格者

学科等	受付番号	氏 名

不合格者

学科等	受付番号	氏 名

様式11

県外公立特殊教育諸学校高等部入学志願についての証明書

[県外学校出身生徒用]

本 人	氏 名			
	生年月日	昭和	年	月 日
	出身学校	立	学校	昭和 平成 年 月 卒業・卒業見込み
	現住所			
保 護 者	氏 名	印		
	現住所			
	本人との 関 係	本人の		
出願先学校名	県・市立 学校			
志願の理由（具体的に）				
<p>上記のとおり相違なく、また、本人は本県内の公立特殊教育諸学校高等部に出願しないことを証明します。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>都道府県 市町村立 学校長 氏名 職印</p>				

記入上の注意 1 昭和・平成、卒業・卒業見込みは、該当のものを○で囲むこと。

平成 1 5 年 度

熊本県立ひのくに高等養護学校入学者選抜要項

1 目 的

この要項は、平成15年度熊本県立ひのくに高等養護学校入学者選抜に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 出願資格

入学を志願することのできる者は、中学校特殊学級等を卒業見込みの者（卒業した者）で、軽度の知的障害を有し、以下の条件を満たしている者とする。

- (1) 日常生活での行動が一人でできる者
- (2) 公共交通機関等の利用が可能な者
- (3) 保護者・本人ともに本県に住所を有する者

3 募集定員

学 科	定 員	備 考
園 芸 科	8人	4学科を一括して募集する 「くくり募集」を実施する。
工 芸 科	8人	
クリーニング科	8人	
窯 業 科	8人	

4 入学者選抜の方法

- (1) 入学者の選抜は、出願者の出身学校の校長から提出された調査書等の書類及び選抜のための諸検査等の結果を資料として、高等養護学校の教育に対する適性について判定し、高等養護学校長が行う。
- (2) 入学願及び調査書等に虚偽の事実を発見した場合は、合格発表後であっても、その合格を取り消す。

5 出願期間

- (1) 出願期間は、平成15年1月22日（水）から1月24日（金）までの間、毎日午前9時から午後4時までとする。
なお、郵送による場合も出願期間内（平成15年1月24日午後4時まで）に必着のこと。
- (2) 県外から転勤等正当な理由によって、入学式当日までに保護者とともに確実に転居する場合は、特例として平成15年1月24日（金）から平成15年1月29日（水）午後4時まで受け付ける。ただし、土曜日及び日曜日には受付をしない。

6 出願手続

- (1) 入学願（様式1）、受検票（様式2）、写真票（様式3）に、その他高等養護学校長が必要とする書類を添え、出身学校の校長を経て高等養護学校長に提出する。
入学者選抜手数料は無料とする。

- (2) 正当な理由によって県外から出願する者は、(1)に示した必要書類のほかに熊本県立ひのくに高等養護学校入学志願についての証明書(様式4)を提出すること。
- (3) 出願取消しの場合は、平成15年1月24日(金)から平成15年1月30日(木)正午までに、本人、保護者及び出身学校の校長連署のうえ、文書で高等養護学校長に届け出なければならない。ただし、土曜日及び日曜日には受付をしない。

7 入学願、調査書の作成・提出

(1) 入学願の作成

入学願記載事項の証明に当たっては、出身学校の校長は、厳正な調査に基づいて責任ある証明をしなければならない。

(2) 調査書の作成

出身学校の校長は、調査書(高等養護学校長が定める様式)を作成する。

なお、調査書は、生徒指導要録に基づいて厳正かつ記載不備のないように作成しなければならない。

(3) 調査書の提出

出身学校の校長は、調査書を前記5で示した「出願期間」に、高等養護学校長に提出しなければならない。

8 検査

(1) 検査

検査の内容については、高等養護学校長が定めたものによる。

(2) 検査期日・日程

ア 期日は、平成15年2月3日(月)の1日とする。

イ 日程については、高等養護学校長が定める。

(3) 検査場

検査場は、熊本県立ひのくに高等養護学校とする。

(4) 検査の実施

ア 検査場の責任者は、高等養護学校長とする。

イ 高等養護学校長は、実施要領を定め、学校の教職員等を指揮して検査を実施する。

(5) その他

出願の手続きをした者が、検査当日に病気その他やむを得ない事情のため欠席し、その理由が出身学校の校長によって証明された者については、高等養護学校長は、この検査等に代わる他の適当な措置を講ずることができる。

9 面接及び健康診断

(1) 高等養護学校長は、必要に応じて受検者本人に対して面接を行うことができる。

面接に当たっては、公正かつ円滑に行われるようあらかじめ校内に面接委員会を設け、面接方法・質問事項等について十分検討するものとする。

なお、必要に応じて、保護者面談を行うことができる。

(2) 高等養護学校長は、調査書等の健康に関することで、より精密な検査を必要と認める場合には、学校医又は公立保健所による検査を求めることができる。